

トーエネック健康保険組合ならびに株式会社トーエネックを始めとする  
各事業主が共同で実施する健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。トーエネック健康保険組合では、健康診査事業について、(株)トーエネック・(株)トーエネックサービス・旭シンクロテック(株)と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名について、次のように公表いたします。

記

1. (株)トーエネックを始めとする各事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、母体企業である(株)トーエネックおよび子会社である(株)トーエネックサービス・旭シンクロテック(株)とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

別表の検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- (株)トーエネック人事部保健衛生Gおよび各支店・方面本部に所属する保健師
- (株)トーエネックサービス総務部総務Gに所属する保健師
- 旭シンクロテック(株)総務部人事総務Gに所属する保健師
- トーエネック健康保険組合 健康診査事業担当職員

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

(株)トーエネック人事部保健衛生Gおよび(株)トーエネックサービス総務部総務G・旭シンクロテック(株)総務部人事総務G(以下、双方総称し「業務担当部署」という)においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、トーエネ

ック健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。  
具体的健診データの利用は、業務担任部署にデータ保存し、事業主産業医の判定と指示にしたがって、事業主保健師による健康相談、健康指導を実施します。

トーエネック健康保険組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、業務担任部署とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。  
具体的健診データの利用は、業務担任部署のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師による健康相談、健康指導を実施します。また、生活習慣病対象者及びその予備軍を、健診データを基に抽出し、健康教育を行います。

## 5. 健診データの管理責任者名について

健診データの管理責任者は、下記のとおりです。

- (株)トーエネック人事部保健衛生G長 所 厚志
- (株)トーエネックサービス総務部長 岡下 重雄
- 旭シンクロテック(株)総務部長 斎藤 匡
- トーエネック健康保険組合常務理事 久米 弘

## 6. 添付ファイル 健康診断項目一覧表(別表)

以上